

平成19年3月7日（水）

（午前9時31分 開議）

○議長（上田順康君）おはようございます。

ただ今の出席議員数は31人で定足数に達しております。

○議長（上田順康君）これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上田順康君）これより日程に入り、
日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において10番 霜竹君、22番 阪本君、31番 金山君の3人を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（上田順康君）日程第2 一般質問 を行います。

順番17、15番 杉本君。

〔15番（杉本雅英君）登壇〕

○15番（杉本雅英君）皆さん、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、ただ今より一般質問を行います。

このたび、3期12年間の議員生活にピリオドを打ち、最後の1年間の短い間ではございましたが、皆さまの温かいご指導とご鞭撻を賜りながら、おかげをもちまして副議長の職無も大過なくおおむね全うすることができました。これも、ひとえに議員各位の皆さま、市長、助役はじめ議会事務局の方々、各部、課の職員全員の方々から温かく見守られたおかげだと深く感謝申し上げますところでございます。

また、昨日は凶らずも議長職務を務めさせていただき、改めて議長職務の責任の重大さを実感した次第でございます。本日は、私にとりまして橋本市発足1年目最後の一般質問となりますので、最後までよろしく願いいたします。

話は変わりますが、高野口出張所長の前所長さんより聞かれたことがありまして、「杉本議員、ところでうちの職員の働きぐあいはどうでよ」と聞かれたことがありました。即、私は、「いつでもよくやってくれてるで。この間も溝の補修や道路の陥没のことを言うたら、即日対応してくれて感動したよ。橋本市合併後も生活環境課の職員に、ある悪環境のことで、もう夜も眠れないほど被害に苦しむ市民の相談を申し上げましたら、明るる日、即、手を打ってくれて、しかも3回も徹底してやってくれたことに、市民の方も大変ありがたく思っている」とお礼を込めて言ったところでもあります。このように本当に誠実でよく動く優秀な職員がたくさん存在している事実、改めて感謝を申し上げたいと思います。皆さまには、長い間大変お世話になりました、ありがとうございました。またいつお世話になるかわかりませんが、その節は知らん顔をせずによりしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、前置きが長くなりましたが、質問に入らせていただきます。

まず、1番目に福祉行政の一端についてお尋ねをいたします。一昔前、バブル経済がはじけて以来、企業倒産の副産物である不良債権が表面化するに従い、銀行の相次ぐ破綻、深刻な金融危機に見舞われ、あちこちで連鎖倒産が相次ぎ、銀行からは貸しはがしによる理不尽な倒産、自殺等の記事が新聞紙上をに

ぎわす大変な時代を乗り越え、今ようやく長い間の暗い長い闇から一筋の光明が見え、一方ではトンネルを抜けたかのように景気が上向いてきたとというものの、まだまだ私たちの地方はトンネルを出たと実感できる状態ではございません。今の世の中、拝金主義が優位を占め、お金のある者は勝ち組、ない者は負け組みと称されるほどに世の中が腐敗、荒廃してきている感が最近特に感じられてなりません。そのような折、弱者がばかを見ることは本当に多いと感じ、見聞きするのは私一人でないと思います。

そこで、福祉行政の一端を担う生活保護制度基準について質問をしたいと思います。また、その基準に従って、どういう手順で決められているか。あるいは、いろいろな場合の対処についてお聞きをしたいと思います。また、考えにくいことではありますが、外部からなどの働きかけによって認定の成否に影響されることはあり得ますか。また、認定の取り消しについてはどのような場合が考えられますか。お答えください。いずれにしましても、生活保護の認定を受けられるのが当然の人、また受けさせてあげたいと思っても受けられない人、あるいは申請を出した場合容易に受けられる人、いろいろなケースがありますが、普通から考えて矛盾を感じる場合がたくさんございます。その整合性についてお答えをいただきたいと思います。

次に、公的諸証明書の宅配サービスについてでございますが、これにはさまざまな諸条件があり、一口に言って難しい面が多々あるように聞いておりますが、世の高齢化社会は待たなしますますます深刻化しております。皆さんが口を開くと財政難、また財政難と言われるので、この上何も言えなくなりますが、だからといってやらなければ住民の不安が増大し、やはり合併はやらないほうがよかった

と酷評されるのが落ちであります。こんなとき、余りお金をかけずにできる施策、皮肉にも少し肥大化気味の職員数の規模からしては今こそやれるチャンスではありませんか。庁舎を残して大変な負担に苦慮している市に比べ、私たちの橋本市は庁舎を1つにすることによって、そのもののメリットを十二分に生かすことによって、本当の意味でのサービスができることにつながっていくのではないかと思います。いかがでしょうか。はじめからたくさんサービスをするよりも、徐々に難題を解決しながら少しずつ慣れながらやっていく方法で、実施に踏み切る考えはないでしょうか。お聞きをして、はじめの一般質問を終わります。

○議長（上田順康君）15番 杉本君の一般質問に対する答弁を求めます。

企画部長。

〔企画部長（吉田長司君）登壇〕

○企画部長（吉田長司君）橋本市の高齢者人口、平成19年1月現在でございますが、1万4,651人で、高齢化率は21.04%です。今後も高齢化が進む傾向にあります。証明書等の宅配サービスについては、さきの12月議会におきましても、おたただしいただいたところでございます。

宅配サービスを実施することは、体の不自由な方、寝たきり老人やひとり暮らしの高齢者、市役所に車や移動手段が使えない困難な交通弱者にとっては、良心的サービスで利便性が向上するものと考えます。

しかし、サービスを実施するに当たっては、大切な証明書等を預かる責任もあるため、職員の理解はもちろん必要ですし、帰宅途中の配達を職員に公務の範囲とするのかなど、解決すべき課題も多くあります。いずれにしましても、これらの課題を整理するとともに、先例市の実施状況や効果などを見きわめる必

要があります。12月議会でも申しましたように、すぐに実施することは非常に困難な状況ではないかと考えております。

なお、本市におきましては、市内、市外を問わず、郵便請求による諸証明の発行も行っております。ご理解をお願いいたします。

○議長（上田順康君）健康福祉部長。

〔健康福祉部長（上田敬二君）登壇〕

○健康福祉部長（上田敬二君）通告に従ってお答えいたします。

まず、橋本市生活保護認定基準というものはなく、生活保護の基準は厚生労働大臣が定める基準により、自分の収入だけでは最低生活を営むことができない者に対して、最低生活を保障するものであります。

議員ご指摘のとおり、橋本市高野口町の1戸建ての2カ所の改造住宅に、大阪方面から転入してきました11名の方が生活保護を受けております。

岡議員のご質問にもお答えさせていただいたとおり、名倉のケースにつきましては、平成17年1月11日に旧高野口町で最初の2名の方の申請を受理し、申請書一式に住民票を添付し、1月25日に伊都振興局に進達しております。その後、2月9日に伊都振興局長が保護の決定を行っています。

生活保護申請者が福祉事務所管轄内に住み、部屋を間仕切りしたものであったとしても個人としての居宅があり、困窮のため最低限度の生活を維持することができない場合は、生活保護法第8条の規定により、その者の金銭または物品で満たすことのできない不足分を補う程度に生活保護を受けることができるとなっており、この2名の方も調査の結果これに該当しましたので、生活保護を開始したと聞いております。その後、6名の方が同じ場所に転入し、生活保護を受けております。

名古屋のケースにつきましては、平成18年

6月14日に最初の申請がありました。保護の決定に際しては、地元住民の方から大変不安であるなどの声がありましたので、妙寺警察に対して巡回等の協力要請をいたしました。また、8月9日に地元住民の方、地元議員の方、家主に集まってもらい、協議を行いました。その協議の席で、家主からは「住民の方に対しては、精神的に大変迷惑をかけたことは理解いたしました。この場所から撤退する方向で考えます」との回答が得られました。その上で、和歌山県にも協議を行い、調査マニュアルに基づき調査を行った結果、生活保護が必要であると認められましたので、生活保護を開始しております。

65歳以下の方で、検診の結果就労可能または軽作業可能との結果が出た場合は、就労指導を行うこととなっております。就労指導及び療養指導に従わない場合は指示書を出し、それでも従わない場合は保護を廃止にしております。現に、1名がこれに従わなかったので、3月1日付で保護を廃止いたしました。

生活保護費は、ひとり暮らしで無収入の場合、家賃を除いて約6万5,000円となります。その他としては、病院での診察料、入院費は無料となります。家賃につきましては、橋本市ではひとり暮らしの場合、2万9,800円が上限となります。生活保護決定時に家主との契約書のコピーか家賃証明で支給額を決定します。また、家賃につきましては、厚生労働省からの通知により、直接家主に支払うことが可能となっております。

誹謗中傷のことにつきましては、市としては承知いたしておりません。

今後も生活保護を受けている方の中で、就労可能な方は自立が最終的な目標でありますので、就労指導及び療養指導は厳しく行っていきたいと思います。

今回のケースでは、住民の方が大変不安に

感じていることは、市としても十分認識しております。また、何らかの改善策がないかを現在国及び県に照会中であります。生活保護は国からの法定受託事務でありますので、国が認めていることを、市独自で条例をつくり認めないというのは難しいと考えております。

ただ、このような状況の中、新たな申請があった場合は、より慎重に対応していきたいと考えております。

○議長（上田順康君）15番 杉本君、再質問ありますか。

15番 杉本君。

○15番（杉本雅英君）一昨日、同僚議員の岡議員のほうから、私のこの質問に対してかなり重複した部分がありまして、きょうはその部分をなるべく省きたいというように考えております。きょうは、傍聴に来られている方もこの間も来られていましたように思いますので、その辺の部分もおわかりかと思えますけれども、私のほうからは、通告書の2番、3番は省かしていただいて、もうこの間おおむねご答弁いただいた中で、これはその中に含まれておるように思いますので、一応割愛させていただきます。4番、7番も部分的にご質問させていただきたいなど。

これから、その辺の全般ということもありますので、通告の内容に大体沿ったような形でご質問させていただきたいと思うんですけども、この生活保護認定基準というのは、明確なものはないとおっしゃいましたんですかね。市としては、独自のはないということですね。制度ね。わかりました。

それで、このやりとりの中で、大分一作日ご答弁をいただいています。先ほどの答弁の中にもあったんですが、市が認定することに当たりまして、民生委員とかあるいは住民の皆さんの中で決定に至るまでのいきさつがいろいろあると思うんですけども、そうい

うことがスムーズにできたかということについては、ちょっと私もいろいろあった中で疑問に思う点があるんですけども、そういう点と、またその何かあった場合の対策ですけども、市としてはどのような対策をとられたのか。これも一部答弁をもう聞いているんですけども、もう一回その辺をご質問したいなというように思いますので、よろしく願いします。

○議長（上田順康君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）私は質問の趣旨がよくちょっと理解できなかったんですけども、まず民生委員のことをおっしゃっていただきましたので、民生委員のことについてお答えいたします。

生活保護の相談に来られましたら、保護の申請書を渡し、基本的には必要事項を記入していただきます。その中に、民生委員の意見書もありますが、これにつきましては必ず必要とは限っておりません。直接、本人が相談に来られる場合、あるいは親類の方が来られる場合、友人の方が来られる場合、あるいは市議の方もどうかかならないかということで相談に来られる方の場合もあります。それぞれについて、ケースワーカーがとにかく本人に出会おうということで、お宅に行くか、本人に直接出合っただけで生活実態についてヒアリングするようにしております。

それと、基準につきましては先ほど言いましたけれども、橋本市独自の基準というのはありません。国の定める認定基準に従って事務を行っております。

それと、何かあったときの対応でございまして、基本的にはできるだけ、名古屋の場合は月に1回も2回も担当の受け持ちのケースワーカーが訪問させていただきまして、生活実態を見させていただいております。それに対して、生活指導できる部分については

関係部署とも連絡をとりまして、それぞれ個々に対応させていただいておるところでございます。ただ、名古屋の場合については、付近住民の方が、男性ばかり4人集団生活をしているというような実態がありまして、不安がっている。そういう声も多々いただいておりますので、そういう不安感を払拭するために妙寺警察へ連絡をとりまして、刑事担当部局と話し合いを持っております。その結果、付近住民については毎日パトロールをいただいている、そういうことで今推移しております。

以上です。

○議長（上田順康君）15番 杉本君。

○15番（杉本雅英君）ただ、普通の生活保護の形態としては、これとって問題といいですか、合法的にやられておるので、問題ないと言えば問題ないんですが、ただ集団的と言ったらおかしいですけども、1戸の家に間仕切りをして、そして法にのっとった廊下を設置し、1戸の家に3人も4人も本当に2畳、3畳という狭い、そういう間仕切りをして住まわれておるということについては、法的には問題ないと思うんですけども、それがある介在するものにとりまして、1つの家賃の収入ということにつながってまいりますと、やはり客観的に見た場合に、それはいかがなものかなということ、合法的と言えば合法的なんですが、やはりそれが何と申しますか、個人じゃなくして、大阪のほうから何人かがまとまって1カ所に住むと。それが、あるときに酒を飲んで問題を起すというようなことにつながっているわけですね。

それで、この問題は問題としてされておるんですけども、もちろん地元の人にとっても、これがいわゆる環境をやはり不安に陥れるとか、そういう要素につながっているということになっておりますので、これが1

つの社会的に問題となっているという部分なんですけども、その辺のことについては、市が認定することに当たって、県との折衝と申しますか、県とのやりとりというか、その辺のことは認定についての申請が上がった時点で、多分素直に申請されたことではないと思うんですけども、その辺の頑張りといいますか、やはりその辺のことは認めてもろうたらちょっと問題あるでというようなことが、多分あったと思うんです。

その辺の市としての、認めることについてもう少し頑張ってくださいとか、認めることについてもう少し住民の意見を反映していただいたほうがよかったんじゃないかなというような、そういう思いもありますので、その辺のことについて、市として健康福祉部としてはその辺の配慮があったのかなということ、その辺の部分をちょっと披瀝していただきたいんですけど。よろしゅうございませうか。

○議長（上田順康君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）市としても保護の申請がこのような状態で認められるのか、率直に言って疑問に思いました。このため、昨年7月6日に県の保護班に対して疑義、疑わしい事柄についての照会をさせていただきました。県からの回答内容は、今回のケースではおのおのが親類ではなく、生計の同一性が認められず、間借りの形態を満たしていれば個々が生活保護の対象とならざるを得ないというような回答をいただいております。

そして、家主が大阪市内に住所を持っているということから、こういうある意味でアパートの形態、家賃収入を得るのが目的ではないかという疑念もありましたので、その点につきましても、家主の周辺についてできる範囲で調査をさせていただきました。あわせて、警察のほうにも照会をかけております。

それと、建物自身、改造住宅については、違法性がないのかという観点からも照会をかけさせていただきました。建築基準法上からの違法性、あるいはきのうも出ましたけれども、消防法上からの違法性、これらについても違法性を指摘する事項がないか、担当課では考えられるだけ課員と相談しまして、一応当たれるところにつきましてはすべて調査をさせていただきました。調査の結果、特に法的拘束力をもって指摘なり指導できることは見当たらない状況でありました。

そういった県の指導もあり、申請者本人が家主ではなくて橋本市内に住所を持っております住民でありますことから、個々の生活実態を調査して、最低生活を維持する上では収入がない。そういう判断に立って、生活保護を決定したわけでございます。

その後につきましても、住民の不安感というのは、静かな住宅地に男性ばかりが集団生活して不安がっているという状況を、担当者としては理解できる場所でございますので、その後毎月ですけれども、家主とこういう状態、住民の不安感を解消できる状況に協力してもらいたいということで、交渉を持っております。現在も持っております。

その結果、住民の方も入っていただきまして、家主と直接交渉、昨年8月9日だったと思うんですけれども、交渉した結果、住民の不安感はよく理解できる。ついでに、この場所を撤去したい。そういう回答を引き出したんですけれども、とにかく出て行くには不動産を購入してほしいと、そういう提案がなされました。ただ、購入するについての交渉につきましては、市はタッチしてほしくない。市はタッチしないで、これは市民の話で、不動産の売買については市民の話だから、できるだけ市はタッチしてほしくない。そういうことで、しばらく住民の方、直接交渉し

ていただくよう、住民の方のほうにも市から呼びかけ、あるいは家主のほうも積極的に住民の方のほうへ不動産の売買についてアプローチするように、市のほうから強く申し入れております。その結果、撤退の約束はしたものの、ただ今、きょう現在進展がないような状況です。

それと、進展はないんですけれども、当初示していた不動産の価格については、住民との買いたいという人も何人かおまして、値段を聞きまして、値段にかなりの開きがありますので、住民が買えるような値段に値下げをしてくれへんかということ、市のほうからも強く要請させていただきました。若干値段は下がってきているんですけれども、まだ購買希望の方と売主との間に開きがあるというような状態で進展しておりません。

今後につきましても、引き続き市のやる範囲で積極的に家主と交渉に当たっていきたい。住民との間に入って、完全解決へ向けて努力していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（上田順康君）15番 杉本君。

○15番（杉本雅英君）ありがとうございます。

市としても、できるだけ最大限の努力はさせていただきとるというように、私も思っているんですけども、何せ、これは1つの合法的に言うたらあれなんです、法律にのっとってやられておるんで、このオーナーさんにしても肅々とやっているということで、買手があればそれに応じて撤退したいよという回答まで引き出してありますので、今後その可能性にかけていきたいと、このように思います。

これについては、こういうことが今後、これもさきの答弁にあったかのように思うんですけども、今後こういうケースがないとも限らんと思うんですね。そういうときに、市と

しましては、特に健康福祉部としましては、
どういうふうな対応といたしますか、とられる
かなという疑問があるんですけどね。その辺
は法律で規制するというわけにもいきません
し、市が幾ら条例を決めたとしても、国を超
えることはないので、国が生活保護をちゃん
と保障している法律があれば、それを優先す
るということになると思うんですけど、どの
辺のどういう方向性でもってこれからこうい
うケースというか、特異なケースと言ったら
どうか知りませんが、こういう独特なケー
スについては、市としては対処されるのかな
と。今後ですよ。そういうことについては、
一昨日もそういう答弁をいただいとるん
ですが、部分的にね。

もう、じゃ、それはそれでそれなりの答
弁をいただきましたので、経過の中ではいた
だいとるように思いますので、努力をして
いただくということで、よろしくお願
いしたいと思います。

それで、生活保護認定に際しまして、民
生委員とかのいろんな努力があるんですけ
れども、外部からの働きかけによって影響
されるということはないのかどうか、その
辺のことをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（上田順康君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）生活保護
の認定につきましては、さきにお答えさせ
ていただきましたように、国の定める基準
によりまして事務を行っております。し
たがいまして、第三者からの相談はあり
ますけれども、決定に際しての働きかけ、
そういうものについては一切ございません。

○議長（上田順康君）15番 杉本君。

○15番（杉本雅英君）わかりました。ど
ういう場合でも、これは外部の影響はし
ないということではっきりと説明して
いただきましたので、それがすべての証
言になると思います。

ありがとうございました。

ちょっと、いろんな質問が右往左往し
ましたので、失礼いたしました。

その次に、公的諸証明の宅配サービス
についてお伺いをしたいと思います。

先ほども、企画部長のほうからちょっと
そのまだ予定はないというご回答でした
けれども、私も壇上から申し上げました
とおり、やはり日に日に高齢化という現
象が進みつつあって、合併したことによ
って庁舎が遠くなると。そういうこと
が少なからずいろんな酷評として評さ
れておりますけれども、こうしたこと
について市としましては、その対案とい
うか、それに対処していく方策とい
いますか、あまりお金がかかるよう
でしたら、これはこういう財政難の
ときにはぐあい悪いやろうということ
になるんですけども、そんなにお金も
かかりませんよ、また人的なことで
対処できるよと。少なくともそういう
ことであれば、対処できるんじゃない
かなと思うんですけども、その辺は
私もこれ3回目なんですけど、こう
いう宅配サービスの制度を実現して
いただくというそういう思いがある
んですけど、既に全国的にも埼玉
県の新座市とか、東京の日の出
町ですか、そこらの例もありますし、
かなり住民には好評やということで、
喜ばれておるということを知って
いるんですけどね。

我が市としては、紀の川市、隣の市は
5町が合併して各庁舎が残っていると。
残すことがよかったんやけども、今
になってみたら、庁舎そのものが重
荷になっているということがあ
って、逆に私たちの市は合併した
ことによって1つの庁舎になるよ
と。そのために、いろんなことを遠
くにあるので不便やというよう
ないろんなマイナスの面が言われ
たんですけどね。それを克服する
ために、補完的にこういうこと
をしてほしいということなんです
けど、その辺は余りお金もかか
らんと

ことでしたら、やられるというそういうお気持ちはないんかね。あまりこれについては調査をされていないように思うんですが、もう少し積極的にこういうことについては、やっぱり市民も便利するわけですからね。特に、そういう外出のできない障害者、あるいは高齢者に対して本当にこれはありがたいことやと思うんですよね。それで、最初からあれもこれもということじゃなしに、基本的なことからはじめてみようというようなことにはなりませんでしょうか。企画部長の思いをお聞かせください。

○議長（上田順康君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）12月議会でも申しましたように、埼玉県の坂戸市だと思います、新座市じゃなしに。坂戸市の場合でしたら、これは対象は高齢者とか高齢弱者に対するの対策としてやっているようでございます。ということで、これは高齢者、ひとり暮らし、それから介護が必要な方ということを限定した中で、時間内ですかね。午前中に受け付けて午後に職員が配達するというので、それは無料でやっているということでございます。ということが、これが一番議員言われる形のものかなというように考えてございます。

それで、ちょっときょうは言われていました利便性ということから言いましたら、日の出市の場合でしたら、これは全町民を対象にしてやっているようでございます。それはそれで、有料ということで、有料配達ということで取り扱っているようでございます。それにつきましては、日の出市のようなケースにつきましては、私どもとしましては、1点公的証明の発行の利便性ということで、自動交付機の設置ということを、橋本市の場合進めてございます。そういうことで、高野口地区に限らずどの地区についても自動交付機の利用を上げていくというような形のこれか

ら施策というのか、そういうことを考えていきたいというように考えてございます。

それと、郵便請求も同じような形で利便性ということで考えてございますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

それと、前後しますけども、坂戸市の例のように高齢者対策ということでございましたら、12月議会でも申しましたように、職員がいいのか、それとも外郭団体、社協も含めた中で考えていくのがいいのかということも含めて、まだちょっと12月にそういうことで検討というか、近い将来はできませんけども、1回考えときますという形で申しましたわけでございますけれども、現在3カ月たって何もまだそこまで行っていないというのが現状でございます。

それで、公的証明ということで、かなり公文書としては重たいものでございますので、その辺の取り扱いについての他市の状況をもっと調べた中で、どうしていくかということも必要でございますし、かなり時間を要した中で、結論を出していきたいというように考えてございます。

以上でございます。

○議長（上田順康君）15番 杉本君。

○15番（杉本雅英君）ちょっとお尋ねしたいことがあるんですけど、これは仮に実施するに当たりまして、問題点というか、例えばこれは寝たきりのお年寄りのお部屋へ入ってくるとか、いろいろ問題点もあると思うんです、プライベートな面で。その辺の、もし問題点があれば、ちょっと何点かあれば、その辺に問題があるんじゃないですか。これ、実施に踏み切らないというのは。

助役、頭振っておられますけど、どうですか。お答え願ひます。

○議長（上田順康君）助役。

○助役（清原雅代君）先ほど企画部長のほう

からも答弁させていただきましたように、このことについては、まだちょっと検討には入っておりませんので、その問題点等についても十分把握はできておりません。

○議長（上田順康君）15番 杉本君。

○15番（杉本雅英君）そういうことは、結局まだ考えていないということですね。最初からね。近い将来こういうことをやっぱりやられるように希望しますので、またよろしくご検討をお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上田順康君）これをもって、15番 杉本君の一般質問は終わりました。

この際、10時30分まで休憩します。

（午前10時15分 休憩）